

新潟市東区プラザフリースペース業務委託 公募型プロポーザル実施要項

1 要領の目的

この要領は、新潟市東区プラザフリースペースの業務委託事業者を選定するための公募型プロポーザルに関して、必要な事項を定めることを目的とする。

2 委託業務の概要

(1) 業務名

新潟市東区プラザフリースペース業務委託

(2) 業務内容

別紙「新潟市東区プラザフリースペース業務委託仕様書」（以下、「仕様書」という。）
のとおり

(3) 委託期間（予定）

令和7年8月1日から令和10年7月31日まで

3 委託料に関する事項

(1) 令和7年度委託費用（令和7年8月から令和8年3月まで 8か月分）

上限額 13,553千円（消費税及び地方消費税を含む。）

(2) 委託料に含まれるもの

人件費、電話料及びインターネット接続料を除く通信費、ホームページ運営管理費、事務消耗品、事務機器（パソコン等）、損害保険料、モップ等賃借料、講師謝礼その他業務実施に係る諸経費

(3) 委託料に含まれないもの（市で負担）

光熱水費、電話料・インターネット接続料、事務機器（コピー機・FAX機・印刷機）のリース料、備品購入費、修繕費

(4) 本契約は、複数年にわたる委託契約におけるスライド条項（賃金水準の変動を反映した契約金額の変更）を適用する契約である。（別紙2）

4 業者選定方法

公募型プロポーザル方式とし、提案内容及び見積金額による総合評価とする。

5 参加資格

次の掲げる条件をすべて満たす者とします。

- (1) 新潟市内に本社、支社、支店又は営業所等が所在する企業・団体等であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (3) 本業務の受注能力を有するものであること。
- (4) 暴力団（新潟市暴力団排除条例（平成 24 年新潟市条例第 61 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第 3 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が経営、運営に関与している法人でないこと及び暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するものでないこと。
- (5) 新潟市の入札参加資格者名簿（業務委託）に登録されていること。
- (6) 本プロポーザルによる手続開始から契約締結までの間に、新潟市競争入札参加有資格者指名停止等措置要領の規定に基づく指名停止の措置を受けていない者。
- (7) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、同法に基づく裁判所からの再生計画認可を受けている場合を除く。
- (8) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、同法に基づく裁判所からの再生計画認可を受けている場合を除く。
- (9) 共同企業体で参加する場合は、次の要件を満たしていること。なお、共同企業体の構成団体は単独又は他の共同企業体の構成団体として、本公募に参加することができないものとする。

ア 構成団体は前記すべての要件を満たしていること。

イ 共同企業体は自主結成とし、構成団体間で協定を締結していること。

ウ 共同企業体は、代表構成団体を選定し、当該代表構成団体を共同企業体の代表者として委託者と契約締結が行えること。この場合、代表構成団体は委託者に対してすべての責任を負うものとする。

6 スケジュール

項 目	時 期
①公開型プロポーザル実施要項の配布開始	令和 7 年 4 月 21 日（月曜）
②参加表明書の提出期限	令和 7 年 5 月 2 日（金曜）
③質問書の提出期限	令和 7 年 5 月 2 日（金曜）
④説明会等	令和 7 年 5 月 2 日（金曜）
⑤質問への回答期限	令和 7 年 5 月 9 日（金曜）
⑥提案書提出期限	令和 7 年 5 月 14 日（水曜）
⑦評価委員会開催	令和 7 年 5 月下旬
⑧結果通知	評価後速やかに
⑨委託事業者との契約の締結	令和 7 年 8 月 1 日

7 募集開始から提案書提出まで

(1) 参加表明書の提出

本プロポーザルに参加する場合は、次のとおり参加表明書を提出してください。

・提出書類

①参加表明書（様式1－1）

※グループ応募の場合、参加表明書（様式1－2）のほか、共同企業体協定書兼委任状（様式2）も併せて提出してください。

②暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書（様式3）

- ・提出部数 各1部
- ・提出期限 令和7年5月2日（金曜） 午後5時まで（必着）
- ・提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は、提出期限までの必着とする。）
- ・提出先 東区役所健康福祉課（東区役所1階 21番窓口）
〒950-8709 新潟市東区下木戸1丁目4番1号

(2) 説明会

- ・開催日時 令和7年5月2日（金曜） 午前9時から
- ・開催場所 東区役所1階 会議室A
- ・施設見学 施設見学を希望する申請者には、説明会終了後施設へ案内します。
- ・参加人数 各団体2人以内
- ・申込方法 4月30日（水曜）午後5時までに、説明会参加申込書を、電子メール（kenko.e@city.niigata.lg.jp）、または、FAX（025-273-0177）のいずれかで、東区役所健康福祉課あてに提出してください。

(3) 質問書の提出・回答

本業務及び本要項について質疑がある場合は、質問書を提出してください。

- ・提出書類 質問書（様式4）
- ・提出期限 令和7年5月2日（金曜） 午後5時まで（必着）
- ・提出方法 電子メール（kenko.e@city.niigata.lg.jp）、または、FAX（025-273-0177）のいずれかで、東区役所健康福祉課あてに提出してください。
- ・回答方法 質問書受理後、令和7年5月9日（金曜）までに電子メールにて回答します。

(4) 提案書類の提出

本プロポーザルに参加する場合は、提案書を提出してください。

・提出書類

①事業計画書（様式5－1～様式5－5）

②経費見積書（様式6）

※ 令和7年度分（令和7年8月1日から令和8年3月31日まで）

※ 委託料の上限額の範囲内で、全ての経費をできるだけ詳細に、かつ経費区分が分かるよう具体的に記載してください。

③団体の概要（様式7）

※グループ応募の場合、構成員ごとに提出してください。

④プレゼンテーション用資料（任意様式）

- ・提出部数 各10部（正本1部、副本9部）
- ・提出期限 令和7年5月14日（水曜） 午後5時まで
※ 各日午前8時30分から午後5時まで（土、日、祝日を除く）
- ・提出方法 持参で提出してください。
※ 持参以外の方法では受付しません。
- ・提出先 東区役所健康福祉課（東区役所1階 21番窓口）
新潟市東区下木戸1丁目4番1号

8 委託候補者の選定

（1）評価委員会

委託候補者の選定は、各提案者提出の提案書に基づき、選定委員会が行う。選定委員会の委員構成は、審査終了まで非公開とする。

（2）評価方法

①審査委員会は、提案書に基づく書類審査及びプレゼンテーション審査により最優秀提案者を選定する。

※プレゼンテーション審査日時等の詳細は、別途通知する。

②プレゼンテーション審査は、1団体25分程度（説明10分以内、質疑15分程度）を予定している。

③プレゼンテーション審査の出席者は、4名以内とする。

④各応募者の提案内容について、別紙の評価基準に基づき評価・採点を行うものとする。

⑤全委員の平均得点が最も高い者を優先交渉権者、次に高い者を次点とする。

⑥応募者が1団体のみであった場合、評価の結果、市が要求する水準を満たしていると判断した場合においては、その者を委託候補者とする。

（3）評価結果の通知及び公表

評価結果については、すべての応募者に対して速やかに通知するほか、新潟市ホームページには優先交渉権者の名称、得点を掲載する。なお、優先交渉者以外の応募者の情報（社名、提案内容等）、得点、順位は非公開とし、評価内容や順位等の問い合わせについては、一切受け付けないものとする。

9 契約に関する基本事項

(1) 契約方法

- ①本市は、優先交渉権者と委託契約の締結交渉を行い、合意した場合は契約を締結する。
- ②優先交渉権者との委託契約の締結交渉の結果、合意に至らなかった場合、もしくは失格事項又は不正と認められる行為が判明した場合は、次点者を繰り上げて、その者と委託契約の締結交渉を行う。
- ③契約書は、新潟市契約規則（昭和59年新潟市規則第24号）に定めるところにより作成する。

(2) 再委託の禁止

受託者は、受託業務の全部又は主要な部分を第三者に対して委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、市と協議の上、あらかじめ書面による承諾を得た場合は、当該業務の一部を委託することができる。

(3) 契約の解除

契約締結後に受託者の本提案における失格事項又は不正と認められる行為が判明した場合は、契約の解除ができるものとする。この場合において、契約の解除により損害を受けたときは、新潟市に対してその損失の補償を求めることができないものとする。

10 特記事項

(1) 提案者の失格

次のいずれかに該当した者は失格とする。

- ①「1. 概要（6）参加資格」に示す提案者の参加資格要件を満たさない者
- ②この要項に定められた期限を過ぎて各書類を提出した者
- ③委託料の上限額を超える見積金額を提案した者
- ④提出書類に虚偽の記載をした者又はこの要項に定められた事項に違反した者
- ⑤本公募の開始以降、評価委員会による評価が終了するまでの間、評価委員会委員又は事務局に不当な接触を行った者

(2) 著作権等

- ①成果品及び構成素材に含まれる第三者の著作権、商標権、その他の権利についての交渉・処理は、受託者が納品前に調査・処理を行うものとし、当該費用も見積額及び契約額に含むこと。
- ②本業務に関する著作権（制作過程で作られた素材等の著作権も含む。）及びその他の権利は、全て新潟市に帰属するものとし、今後、成果品を利用複製する際に、団体・個人の同意に伴う金銭の支払いが発生しないようにすること。

ただし、新潟市と受託者が協議の上、当該著作権を新潟市に帰属させることが困難なものについてはこの限りでない。

(3) その他

- ①提案書等の作成にかかる費用については提案者の負担とします。
- ②提出されたすべての提案書類は返却しません。
- ③提出された提案書等は、提案者に無断で使用しません。

1 1 書類提出先及び問い合わせ先

〒950-8709

新潟市東区下木戸1丁目4番1号

新潟市東区役所 健康福祉課 児童福祉担当

電 話 025-250-2330

FAX 025-273-0177

電子メール kenko.e@city.niigata.lg.jp

別紙 1

新潟市東区プラザフリースペース業務委託 評価基準

評 価 項 目		評 価 基 準	配点
1 運営組織	①同種業務の実績	・業務委託や指定管理などにより、子育て支援に関する業務を行った実績があるか。	5
	②職員数、資格要件、勤務体制及び考え方	・業務仕様書や提案内容の実現に適した運営体制が見込まれているか。 ・必要な職能を持つ専門性の高い人材が確保されているか。 ・労働関係法令等に抵触することのない雇用・労働条件であり、かつ職員の安全確保対策はとられているか。	10
	③人材確保、育成、研修に対する考え方及び内容	・必要な人材の雇用確保への取組みが図られているか。 ・事業実施に適した職員をどのように育成しようとしているか。	5
2 提案内容	①実施事業の提案	・単なるイベントの実施にとどまらず、事業の目的に結びつく提案内容となっているか。 ・提案事業者のノウハウや知識・経験を生かした創意工夫が見られ、効果が見込める提案がなされているか。 ・事業数や事業計画は、業務仕様書で要求する基準と比較し、優れた提案となっているか。	20
	②子育て支援に関する情報提供・相談業務への取り組み	・子育てに関する情報提供を積極的に行うとともに、必要な方への的確な情報を届けることができる提案があるか。 ・利用者のニーズに沿った子育て相談に応じる体制が確保されているか。 ・東区内にある子育て支援関係施設等と連携を進め、よりきめ細やかな支援のあり方が提案されているか。	20

2 提案内容	③利用促進への考え方及び内容	・施設の認知度を高め、必要な施設として理解してもらい、新規利用を促そうとしているか。 ・利用者に対しての各種サービス向上、リピーターの確保に向けた効果的な提案があるか。	10
	④利用者ニーズの把握と事業運営への反映策方針	・子どもを含む利用者のニーズを的確に把握し、事業運営へ反映させようとしているか。	10
	⑤要望・苦情に対する対応方針及び方法	・子どもを含む利用者の意見・要望を積極的に把握するとともに、苦情対応についても、その後の事業運営へ反映させようとしているか。	5
3 適正運営	①事故防止、防災に対する考え方と対応方法及び対応体制並びに関係法令の遵守、守秘義務の徹底、個人情報保護の取組み	・危機管理マニュアルの作成、利用者の安全確保、災害や事件・事故発生時の対応、事故防止の方策は、効果的で適切なものか。 ・緊急時に対応できる職員・組織体制は整っているか。 ・個人情報保護の取組みや関係法令の遵守などが適切に行われているか。	5
4 価格	①見積額	・提示された委託料の範囲内において、事業の実施に係る経費が適正に見込まれており、健全な運営が確保されているか。	10
合計点			100

入札にあたっての注意事項

本件は、「複数年にわたる委託契約におけるスライド条項（賃金水準の変動を反映した契約金額の変更）」を適用する契約です。

最低賃金に一定以上の変動がみられた場合に、2 年目以降の契約金額を変更することができます。

変更金額の算出方法等は、「賃金の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項 第 1 条第 1 項に係る特記仕様書」に定めるとおりです。

※本制度の詳細については、本市ホームページに掲載の「複数年にわたる業務委託へのスライド条項の適用について」をご覧ください。

契約変更にあたっては、委託者と受託者で変更金額等について協議を行います。協議の請求書は、履行開始日から 12 ヶ月経過後（2 回目以降は前回スライドから 12 カ月経過後）以降に提出してください。